**沖縄科学技術大学院大学**

**基本方針・ルール・手続き**

理事長・学長決定

* 労働基準法
* 労働契約法
* 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
* 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
* 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

**第32章：勤務時間**

**32.1 基本方針**

沖縄科学技術大学院大学は、所定労働時間、休憩、休日についての制度を定めています。本学の業務の目的を達成するには、全ての職員が時間に正確で、予定どおり出勤することが期待されます。

**32.2 留意すべき事項**

本学は、仕事と家庭生活の調和の重要性を認識し、関連法令に基づき、必要に応じて勤務時間の変更、時間外労働や深夜勤務を免除（及び制限）等の労働時間の調整措置を講じます。

また、本学では、事務部門の会議（例えば、シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）間、ディビジョン内、セクション内、委員会の会議）及び出席必須の研究に関する会議は、所定の勤務時間内（9:00－17:30）に設定し、終了させることとします。ただし、緊急事態や特別な事情がある場合は、所定の勤務時間外に会議が実施されることがあります。

* 育児時間（32.3.1.2）
* 育児・介護のための短時間勤務（32.3.1.3）
* 妊産婦の労働時間等（32.3.3.1）
* 育児のための所定外労働の制限（32.3.3.2）
* 育児・介護のための時間外労働の制限（32.3.3.3）
* 育児・介護のための深夜勤務の制限（32.3.3.4）

**32.3 ルール**

**32.3.1 勤務時間及び休憩時間**

32.3.1.1 勤務時間、始業・終業時刻及び休憩時間

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/regulations-guidelines)第21条及び[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/regulations-guidelines)第20条で定めます。

32.3.1.2 育児時間

詳細は、就業規則第42条及び非常勤職員就業規則第36条で定めます。

32.3.1.3 育児・介護のための短時間勤務

詳細は、就業規則第48条及び第56条、非常勤職員就業規則第42条及び第50条で定めます。

32.3.1.4 フレックスタイム制

詳細は、就業規則第29条で定めます。

32.3.1.5 変形労働時間制

詳細は、就業規則第30条及び31条で定めます。

**32.3.2 休日**

詳細は、就業規則第22条、第23条及び第24条並びに非常勤職員就業規則第21条及び第22条で定めます。

**32.3.3 時間外勤務及び休日勤務**

詳細は、就業規則第26条及び非常勤職員就業規則第24条で定めます。

32.3.3.1 妊産婦の労働時間等

詳細は、就業規則第41条及び非常勤職員就業規則第35条で定めます。

32.3.3.2 育児又は介護のための所定外労働の制限

詳細は、就業規則第49条及び第57条及び非常勤職員就業規則第43条及び第51条で定めます。

32.3.3.3 育児又は介護のための時間外労働の制限

詳細は、就業規則第50条及び第58条、非常勤職員就業規則第44条及び52条で定めます。

32.3.3.4 育児又は介護のための深夜勤務の制限

詳細は、就業規則第51条及び第59条、非常勤職員就業規則第45条及び第53条で定めます。

**32.3.4 出勤及び欠勤、時間厳守**

詳細は、就業規則第25条及び非常勤職員就業規則第23条で定めます。

**32.3.5 出張中の勤務時間**

詳細は、就業規則第32条及び非常勤職員就業規則第26条で定めます。

**32.3.6 兼業**

詳細は、[PRP第22章](https://www.oist.jp/ja/prp/chapter/22)及び[兼業規則](https://groups.oist.jp/ja/coo/prp-rules-rcs-related)で定めます。

**32.4 責務**

**32.4.1 職員**

全ての職員は、出勤、欠勤、遅刻、早退、出張に関する情報を直属の上長に対し、システム上で知らせなければなりません。

**32.4.2 上長**

上長は部下の出勤状況について十分に把握し、部下に必要な指導・指示を与えなければなりません。

**32.4.3 人事マネジメントセクション**

人事マネジメントセクションは、労働時間の調整措置の請求があったときは、その適格性を確認のうえ、その請求者に対し速やかに対応しなければなりません。

**32.4.4 労務セクション**

労務セクションは、本章に定めるルールの実施についてモニタリングを行い、労働時間の調整措置の請求者や利用者が差別的な扱いやハラスメントを受けていないことを確認しなければなりません。

**32.5 手続き**

**32.6 様式**

[人事ウェブサイト](https://groups.oist.jp/ja/hr-div)参照

**32.7 連絡先**

**32.7.1 本方針の所管**

副学長（人事担当）

**32.7.2 その他の連絡先**

人事マネジメントセクション労務セクション

**32.8 定義**

**32.8.1 休日**

休日とは、職員が勤務する義務を負わない日のことです。

**32.8.2 子**

子とは、実子又は法的に養子となった子のことをいいます。（日本の法令によるものとします。）

**32.8.3 要介護状態及びその対象家族**

就業規則第52条第1項及び非常勤職員就業規則第46条第1項で定めるとおりとします。